

令和４年度 第３回みきっ子未来応援協議会 次第

日時：令和５年３月２３日（木）

午後７時から

場所：三木市役所 大会議室

１ 開会

２ 市長あいさつ

３ 会長あいさつ

４ 答申（第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し
及び今後の三木市の子育て施策の展開について）【資料１、２】

５ 議事

（１）第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の実績見込について
【資料３】

（２）各部会からの報告について【資料４】

６ 報告

（１）令和５年度新規拡充事業について【資料５】

- ① 就学前施設・アフタースクールにおける感染症対策の充実
- ② 子どもの送迎用バスへの安全装置の導入事業
- ③ 教育・保育施設の整備
- ④ 伴走型相談支援と経済的支援で妊娠から出産・子育てを応援
- ⑤ 低所得の妊婦の初回産科受診料を支援
- ⑥ 産後ケアのサービスを拡充

７ 閉会

【資料 1】

令和 5 年 3 月 23 日

三木市長 仲田 一彦 様

みきっ子未来応援協議会
会長 百瀬 和夫

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し
及び今後の三木市の子育て施策の展開について（答申）

令和 5 年 1 月 30 日付け三子第 364 号で諮問のあった標記のことについて、本協議会で審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
別紙のとおり

- 2 今後の三木市の子育て施策の展開について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一時的に出生数の大幅な減少が見られたが、その後は回復傾向にあり、就学前人口については、令和 5 年度の計画数値より微増している。
また、保護者のライフスタイルの変化や保育需要の増加により、就園希望者数も増加傾向にある。
特に 0～2 歳児の低年齢からの就園希望者数が増加していることから、令和 4 年 6 月策定の幼保一体化計画のとおり、3 号認定児の受入定員数を中心とした確保に努め、入所保留児童数の解消を図ること。

今後も、就学前の児童数及び就園希望児童数を確認し、必要な定

員見直しを行うとともに、３年ごとに実施する全体計画の見直しは令和６年度となるため、令和５年度から着手し、市民のニーズを的確に反映できるよう努めること。

- (２) 近年、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化、スマートフォンやタブレット端末に依存する子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が変化し、複雑化・多様化していることが懸念されている。子どもの教育環境を充実させるためには、学校、家庭、地域それぞれの教育機能の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていく必要がある。

三木市においても、目指す子ども像を学校・家庭・地域と共有し、子どもの育成に協働していく取組を進め、連携を強化していくこと。地域全体で子どもたちの学びについての情報が共有されていることが重要であり、これまで以上にそれぞれが情報発信に努め、情報の共有を図ること。学校は情報の収集と発信において、地域や家庭の拠りどころとなりうるため、開かれた学校づくりを進め、地域や家庭はそのような学校の取組を支えていくこと。地域においては、住民が主体となり、地域資源を活用することで、子どもの教育環境を含めた地域課題に取り組むこと。

- (３) 三木市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念に沿って、子どもを家庭や地域などでともに育て、子どもがすこやかに育つまちとなるよう、また、市の施策や実施事業が子育て世帯に伝わるよう情報提供の工夫に努めること。

- (４) こども家庭庁の発足、こども基本法の施行が予定されるなか、今後も妊産婦から子育て世帯、子どもへ一体的に切れ目なく相談支援を行うように努めること。

【資料 2】

第二期
三木市子ども・子育て支援事業計画
中間年の見直し

令和 5 年 3 月

三 木 市

目 次

第5章 事業実施の見込みと確保方策.....	3
1. 子どもの人口の見込み.....	3
3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保.....	4
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策.....	8

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の見直し概要

第5章 事業実施の見込みと確保方策

1 子どもの人口の見込み

平成27年度から令和4年度の住民基本台帳人口をもとに、転入・転出の動向をはじめ、子どもを出産する母親世代の状況、各地域の住宅開発の進捗等に加え、コロナ感染による出生数の大幅な減少なども再考し、本計画期間中の子どもの人口を推計しました。

3 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

(1) 1号認定

前回予測より、就園希望数が上昇しているため、計画数値を上方修正しました。

(2) 2号認定

前回予測より、就園希望数が上昇しているため、計画数値を上方修正しました。

(3) 3号認定

前回予測より、就園希望数が上昇しているため、計画数値を上方修正しました。

ただし、この数値はあくまで4月当初における必要数であり、年度末においては、さらに就園希望数が上昇している状態にあると予想されます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(2) 地域子育て支援拠点事業

就学前利用人数は、低年齢児から就園する児童の増加、小学生利用人数はコロナの影響を受けともに利用者が減少している。また1人あたりの利用回数も減少しているため、計画数値を下方修正しました。

(8) 一時預かり事業

認定こども園等において、在園1号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり(預かり保育)、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業の項目を新たに追加しました。

① 認定こども園等における在園児を対象とした一時預かり

以前は認定こども園でのみ実施していましたが、令和4年1月から幼稚園での一時預かりも始まったことや、保護者のニーズ自体も高まっていることから、大幅な上方修正としました。

②その他の一時預かり

低年齢児から就園する児童が増えたため、家庭からの保育利用を希望する対象数自体が減少したため、下方修正としました。

(9) 延長保育事業

2号・3号認定児童数の見込みをいずれも上方修正することから、延長保育事業利用児童数の見込みについても上方修正しました。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

子どもの人口の見込み数の修正及び利用実績の近年の動向から今後のアフタースクールの利用見込数を精査しました。

【注】計画見直しの「章立て（番号等）」は、計画本編と同様としています。

第5章 事業実施の見込みと確保方策

1. 子どもの人口の見込み

平成27年度から令和4年度の住民基本台帳人口をもとに、転入・転出の動向をはじめ、子どもを出産する母親世代の状況、各地域の住宅開発の進捗等に加え、コロナ感染による出生数の大幅な減少なども再考し、本計画期間中の子どもの人口を推計しました。就学前、小学生ともに年々減少が予想され、令和6年度の推計児童数は、就学前児童で2,582人、小学生児童で3,328人、合計で5,910人となっています。

■就学前人口と小学生人口の推計（各年度4月1日時点）（人）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
0歳	390	397	382	390
1歳	413	425	400	413
2歳	425	376	419	434
3歳	443	504	431	385
4歳	446	445	446	507
5歳	502	495	448	453
6歳	539	540	504	496
7歳	553	546	538	541
8歳	575	565	553	542
9歳	596	587	574	568
10歳	592	591	595	587
11歳	644	633	592	594
就学前児童 (0～5歳)	2,619	2,642	2,526	2,582
小学生児童 (6～11歳)	3,499	3,462	3,356	3,328
合 計 (0～11歳)	6,118	6,104	5,882	5,910

3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前の子どもの教育・保育については、子どもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すことになります。

■認定区分

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園(教育部分利用)	保育所 認定こども園(保育部分利用)	保育所・認定こども園 小規模保育施設

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（認定こども園、幼稚園）です。令和4年4月1日現在市内の幼稚園4か所、認定こども園14か所で実施されています。

■1号認定の量の見込み（各年度4月時点）

(人)

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	100	126	94	116
	② 施設の受入人数	100	193	94	163
	③ ①-②	0	△67	0	△47
第2園区	① 就園児童数の見込み	117	106	108	104
	② 施設の受入人数	117	178	108	138
	③ ①-②	0	△72	0	△34
第3園区	① 就園児童数の見込み	14	20	13	14
	② 施設の受入人数	14	20	13	20
	③ ①-②	0	0	0	△6
全市	① 就園児童数の見込み	231	252	215	234
	② 施設の受入人数	231	391	215	321
	③ ①-②	0	△139	0	△87

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

第1園区、第3園区の見込み数は微増していますが、概ね当初計画通りに利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備と定員数で対応します。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。令和4年4月1日現在市内の保育所1か所、認定こども園14か所で開催されています。

■ 2号認定の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	620	604	596	562
	② 施設の受入人数	620	646	596	646
	③ ①-②	0	△42	0	△84
第2園区	① 就園児童数の見込み	361	424	340	418
	② 施設の受入人数	361	474	340	451
	③ ①-②	0	△50	0	△33
第3園区	① 就園児童数の見込み	78	99	71	70
	② 施設の受入人数	78	106	71	106
	③ ①-②	0	△7	0	△36
全市	① 就園児童数の見込み	1,059	1,127	1,007	1,050
	② 施設の受入人数	1,059	1,226	1,007	1,203
	③ ①-②	0	△99	0	△153

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

第2園区の利用が増加する傾向にありますが、現状の施設整備と定員数で対応できる見込みです。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）です。令和4年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で開催されています。

① 0歳児

■ 3号認定0歳児の量の見込み（各年度4月時点）（人）

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	38	34	38	34
	② 施設の受入人数	38	92	38	92
	③ ①-②	0	△58	0	△58
第2園区	① 就園児童数の見込み	23	22	23	21
	② 施設の受入人数	23	49	23	52
	③ ①-②	0	△27	0	△31
第3園区	① 就園児童数の見込み	9	4	8	4
	② 施設の受入人数	9	9	8	9
	③ ①-②	0	△5	0	△5
全市	① 就園児童数の見込み	70	60	69	59
	② 施設の受入人数	70	150	69	153
	③ ①-②	0	△90	0	△94

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

② 1、2歳児

■ 3号認定1、2歳児の量の見込み（各年度4月時点）（人）

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	310	265	308	297
	② 施設の受入人数	310	333	308	333
	③ ①-②	0	△68	0	△36
第2園区	① 就園児童数の見込み	149	221	144	215
	② 施設の受入人数	149	202	144	215
	③ ①-②	0	19	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	45	32	42	39
	② 施設の受入人数	45	45	42	45
	③ ①-②	0	△13	0	△6
全市	① 就園児童数の見込み	504	518	494	552
	② 施設の受入人数	504	580	494	593
	③ ①-②	0	△62	0	△41

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

4月当初の見込み数は現在の受入人数で賄えていますが、例年0～2歳児は途中入所により年度内で就園児童数が増加し、3月末には就園を希望する児童数が受入人数を超える見込みとなっています。また、推計児童数が減少していても、低年齢から就園を希望する児童数が年々増加していることから、可能な施設で定員数を増加し、対応します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

児童、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み

(か所・人日)

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
実施か所数	2	2	2	2
就学前利用人数	14,074	9,330	13,663	9,672
小学生利用人数	1,711	537	1,634	518
利用人数合計	15,785	9,867	15,297	10,190

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出。就学前については主な利用が保育所等を利用していない0～2歳であることを考慮して算出。

◆確保方策◆

0～2歳の就園率の増加に伴い、就学前利用人数が減少しています。小学生利用人数はコロナウイルス感染拡大をきっかけに利用者が減少し、その後も利用離れがあり計画値を大幅に下回っています。

(8) 一時預かり事業

認定こども園等において、在園1号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり（預かり保育）、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業です。

①認定こども園等における在園児を対象とした一時預かり

■認定こども園等における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み (人日)

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
利用人数	1,261	2,439	1,260	2,295

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と1号認定者数の見込みから算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園14か所及び幼稚園（令和5年度：4か所、6年度：2か所）で対応します。

②その他の一時預かり

■その他の一時預かりの量の見込み (人日)

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
認定こども園での一時預かり	505	220	477	214
児童センター等での一時預かり	477	477	510	510

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園で対応します。（令和4年4月1日現在14か所）

児童センターの他、地域差を解消するため令和4年度から吉川児童館においても週1日実施しています。

（9）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。令和4年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所5か所で実施しています。

■延長保育事業の量の見込み (人)

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
利用人数	720	751	694	732

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と2・3号認定者数の見込みから算出。

◆確保方策◆

引き続き、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所5か所で対応します。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

■放課後児童健全育成事業の量の見込み（各年度4月時点）（人）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
1年生	305	309	295	285
2年生	241	278	245	275
3年生	223	179	225	219
4年生	122	123	123	114
5年生	46	35	49	69
6年生	26	11	27	21
合計利用人数	963	935	964	983

※利用人数の見込みは、児童数の推計人口と直近の利用率の動向に基づき算出。

◆確保方策◆

支援員・補助員の人材確保に注力し、引き続き利用希望者全員を受け入れられる体制を整備します。

三木市子ども・子育て支援事業計画 実績見込（令和4年度）

1 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保の状況

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。令和4年度は、市内の幼稚園4か所、認定こども園14か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	108	127	13	248
② 施設の受入実績	132	96	15	243
③ ②-①	24	△31	2	△5

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。令和4年度は、市内の保育所1か所、認定こども園14か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	652	393	80	1,125
② 施設の受入実績	612	446	95	1,153
③ ②-①	△40	53	15	28

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。令和4年度は、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で実施されています。

【計画数値及び実績】

① 0歳児

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	38	25	10	73
② 施設の受入実績	82	56	10	148
③ ②-①	44	31	0	75

② 1、2歳児

(人)

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	310	156	45	511
② 施設の受入実績	319	216	44	579
③ ②-①	9	60	△1	68

【実施状況】

1号認定児については、園区の利用定員数内に収まっています。

一方、2号認定児のニーズが高くなっており、第1園区・第2園区においては利用定員数を超えています。

3号認定児の実績状況については、第1園区は利用定員に余裕があるものの、保育者不足により受入ができていない状況にあります。第2園区はニーズが高く、利用定員数を超えています。

今後も利用定員の増員や保育者確保等に努めたいと思います。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

妊娠、出産、育児にわたる切れ目のない子育て支援を実施するため、妊娠中からの相談対応を行うために子育て世代包括支援センター（母子保健型）をはじめ、乳幼児期からの子育て全般の相談に応える子育て支援総合窓口（基本型）と、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行う教育・保育課窓口（特定型）の3か所を配置しています。

【計画数値及び実績】 (か所)

	実施か所数
① 計画数値	3
② 実績	3
③ ②-①	0

【実施状況】

子育て支援課及び教育・保育課に子育て支援コーディネーター1名を配置するとともに、総合保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置して実施しました。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行っていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています。

【計画数値及び実績】 (か所・人日)

	実施か所数	就学前利用人数	小学生利用人数	利用人数合計
① 計画数値	2	14,580	1,751	16,331
② 実績	2	11,300	920	12,220
③ ②-①	0	△3,280	△831	△4,111

【実施状況】

早期に就園する児童が増える中、主に在家庭児童とその保護者が利用する地域子育て支援拠点の利用者は減少しています。

しかし、親子の居場所の提供や保護者の育児相談を実施することで子育ての不安や孤立感の解消を図り、特に産後直後から利用する親子が増加しています。

（３）妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の１４回分までを助成しています。

【計画数値及び実績】

（人・回）

	利用人数	健診回数
① 計画数値	651	5,208
② 実績	618	4,469
③ ②-①	△33	△739

※２か年に渡る場合があるため、（４）乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

【実施状況】

母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施する体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざしました。

前年度より妊娠届け出数が減少し、妊婦健診の利用人数と健診回数は減少しました。また令和３年度からは、多胎妊婦に対して妊婦健診の追加助成をしています。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っています。

【計画数値及び実績】

（人）

	利用人数
① 計画数値	374
② 実績	370
③ ②-①	△4

【実施状況】

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげました。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげました。

新型コロナウイルス感染症への不安による訪問拒否はありませんでした。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

【計画数値及び実績】

（人）

	利用人数
① 計画数値	17
② 実績	17
③ ②-①	0

【実施状況】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援しました。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

【計画数値及び実績】

（人）

	利用人数
① 計画数値	55
② 実績	4
③ ②-①	△51

【実施状況】

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設を指定し、対象となる児童を一定期間養育、保護しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により施設の受入制限、利用申込の減少などから、利用人数が減少しています。

（７）育児ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【計画数値及び実績】

（人日）

	就学前利用人数	小学生利用人数	利用人数合計
① 計画数値	719	820	1,539
② 実績	449	398	847
③ ②-①	△270	△422	△692

【実施状況】

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助活動することで実施しました。

令和４年度は、利用されていた方の家庭状況の変化等により、前年度より利用者が減少しています。

（８）一時預かり事業

認定こども園等において、在園１号認定児童を通常の教育時間を超える幼児や家庭において保育を受けることが一時的に困難となる幼児について、一時的に預かりを行います。

【計画数値及び実績】

① 在園児を対象とした一時預かり （人日）

	利用人数
① 計画数値	1,255
② 実績	2,503
③ ②-①	1,248

【実施状況】

令和４年度は認定こども園１４か所、幼稚園４か所で利用がありました。令和５年度以降も、事業対応の保育者の設置ができれば、認定こども園１４か所、幼稚園４か所で対応可能です。

②その他の一時預かり**(人日)**

	認定こども園での一時預かり	児童センターでの一時預かり
① 計画数値	534	443
② 実績	190	560
③ ②-①	△344	117

【実施状況】

令和４年度の利用は認定こども園は８か所で利用がありました。事業対応の保育者の設置ができれば、認定こども園１４か所で対応可能です。

令和４年度より、地域差を解消するため児童センターと吉川児童館で実施しました。また、令和２年度より開設日、定員を拡大したことで、実績が計画数値を上回っています。

(９) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、既定の利用時間以外に保育を実施します。

【計画数値及び実績】**(人)**

	利用人数
① 計画数値	754
② 実績	869
③ ②-①	115

【実施状況】

令和４年度は保育所１か所、認定こども園１４か所、小規模保育施設等５か所で利用がありました。令和５年度も同様に対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

【計画数値及び実績】 (人)

	利用人数
① 計画数値	521
② 実績	395
③ ②-①	△126

【実施状況】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応しました。

新型コロナウイルス感染症による影響もありましたが、利用者は徐々に増加しています。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13事業所で実施しています。

【計画数値及び実績】 (人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
① 計画数値	301	240	219	115	47	21	943
② 実績	292	238	186	66	29	19	830
③ ②-①	△9	△2	△33	△49	△18	△2	△113

【実施状況】

市内全ての小学校区で児童の受け入れを行い、適正な運営を行いました。

【資料 4】

令和 4 年度みきっ子未来応援協議会 家庭・地域・学校教育部会の取組

日 時 令和 5 年 2 月 20 日（月）午後 7 時～午後 8 時 30 分

出席者 部会委員 13 名 事務局 8 名

議 題 家庭・地域・学校が一体となった人づくりに関することについて

内 容

（事例及び現状の報告）

- ・三木市の児童生徒のインターネット利用について
- ・青少年の健全育成に係る事業について
- ・地域と学校の連携・協働体制構築事業について

（主な意見・感想）

- ・ネット利用教室やスマホサミット等、子どもたちへの取組は素晴らしい。子どもたちがスマホやインターネット依存になる前に、ネットを上手に使いこなすことが大切である。
- ・学校でのネットモラルについての取組等を、「すぐる」を使用して保護者に周知し、家庭と学校が一体となって取組を進めていくべきである。便利なツールがでてきており、保護者も情報が得やすくなっているため情報共有したいと思っている。
- ・地域の祭りで子どもが大人にお酒をすすめられるという報告があり、青少年の健全育成を進める上でも、役員会や祭りの会合を含めて呼びかけをしていく必要がある。
- ・人の目の垣根隊は高齢化が進み、人の数も減少傾向である。老人会等も同様の状態であるので、地域から一步を踏み出すというよりは、学校から情報発信してもらって、一緒に取り組みたい。
- ・地域と学校の連携・協働体制構築連携事業は、子どもと地域をつなぐよい取組である。しかし、地域の公民館を利用しての子ども向けの塾や学習スペースを提供しているが、人員不足や周知不足で中々うまくいかない面がある。こういった取組は、地域の高校生の力を生かすとうまく進むかもしれない。

（まとめ）

地域、学校、教育委員会が連携した取組を継続して行っている。三木市の規模だとうまく取組が進められる。地域・家庭・学校それぞれの立場で子どもたちにどのような関わりができるかを考えていくことが大切である。

項 目

就学前施設・アフタースクールにおける感染症対策の充実
(教育振興部 教育・保育課)

事業費：1,720万円
(3月補正)

就学前施設やアフタースクールにおいて、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら事業を継続して実施するため、衛生用品等の整備や職員の人件費等に対する支援を行い、更なる感染症対策の充実を図ります。

対 象 施 設

認定こども園	14施設
保育所	1施設
地域型保育事業所	7施設
アフタースクール	13施設
幼稚園	4施設

合計 39施設



の 感 染 症 対 策
の 充 実



整備・助成内容

【1,720万円】

① 加湿空気清浄機、除菌ボックス、消毒用アルコール、ハンドソープ、ペーパータオル、除菌スプレー、除菌シート、手袋等の整備・購入や購入に係る費用の助成

② 民間園等に対する職員人件費(注)の支援

(注) 消毒や清掃等を行った場合の超過勤務手当や感染症対策にかかる特別手当などが対象



項 目

子どもの送迎用バスに置き去り防止装置を設置

(教育総務部 教育施設課、教育振興部 教育・保育課)

事業費：280万円

(3月補正)

スクールバスなどの送迎用バスに置き去り防止装置を設置することで、子どもたちの安全を守るための対策を講じます。

- 民間認定こども園：通園用バスに置き去り防止装置を設置する費用を助成
- 市立特別支援学校、小中学校：通学用のバスに置き去り防止装置を設置

義務化施設は認定こども園等の就学前施設と特別支援学校のみですが、小中学校のスクールバスにも装置を設置し、安全対策を講じます。

置き去り防止装置



- ① エンジン停止後、車内の後方に設置されている安全装置のボタンを運転者等が操作する際に、子どもが車内に残されていないか確認します。
- ② 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内へ警報が行われるとともに、15分以内に車外にも警報が行われます。

※ 装置が故障した場合には、運転者等に対してアラームなどで故障したことを通知します。

民間認定こども園が実施する0・1歳児の保育室や幼児用トイレなどの施設改修に対し、国の補助金と合わせて支援を行い、保育環境の整備を推進します。

また、受入定員の不足等の課題に対応するため、志染保育所の保育室や図書スペースの増設など必要な改修を行います。

民間認定こども園
整備助成金
3,960万円

主な整備内容

- ・ 0・1歳児の保育室の改修
- ・ 幼児用トイレの改修など



志染保育所 増設・改修
5,820万円

主な整備内容

- ・ 保育室の増設
- ・ 図書スペースの増設
- ・ 医療的ケア児保育室の増設
- ・ 職員室の改修
- ・ 更衣室の増設



令和6年度に3号認定
児(0～2歳児)の受
入定員を16人増やし、
新たな受入枠を確保
します。



項 目

伴走型相談支援と経済的支援で妊娠から出産・子育てを応援
(健康福祉部 健康増進課)

事業費：4,684万円

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで寄り添う伴走型の相談支援を充実するとともに経済的支援(計10万円)を併せて実施します。

妊娠届出時から妊婦や2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行い、必要な支援につなぎます。



一緒に
子育て応援します！

みっきい☆子育てアプリ(母子モ)を活用
した子育て情報の発信、イベントの案内等



みっきい出産応援給付金

妊娠届出時 5万円

育児用品の購入などに利用

みっきい子育て応援給付金

こんにちは赤ちゃん訪問時 5万円

産後ケアや一時預かりなどに利用

妊娠前期

妊娠後期

出産・産後

育児期

面談

面談

面談

伴走型相談支援

子育て世代包括支援センター



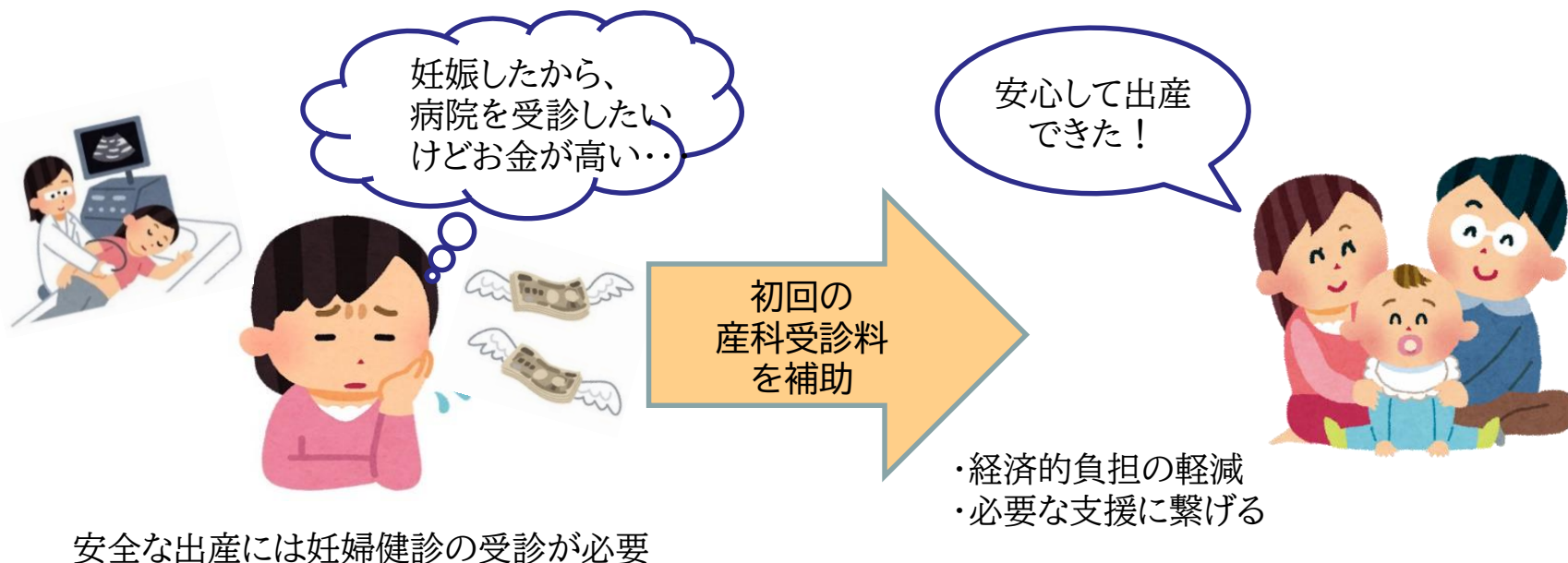
妊娠期から出産・産後、子育てまで寄り添った相談体制で、産前・産後サポート事業や産後ケア事業、一時預かりなど必要な支援につなぎます。

妊娠を確認する初回の産科受診料は自己負担となっていました、経済的な理由で受診をためらうことがないよう、低所得の妊婦に対して受診料を補助し、必要な支援に繋がります。

また、妊婦健診助成券については、医療機関で使いやすいように助成券の券種を見直します。

低所得の妊婦の初回産科受診料を補助します(上限額あり)

対象：市民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦



医療機関で使いやすいように妊婦健診助成券の券種を見直します

R5秋～

<変更前> 1万円券(2枚)、7千円券(2枚)、4千円券(16枚)、千円券(7枚)

<変更後> 1万円券(2枚)、5千円券(14枚)、千円券(15枚) ※上限額変更なし(105,000円)

項 目

産後ケアのサービスを拡充

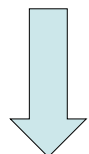
(健康福祉部 健康増進課)

事業費：473万円

産後の母親と赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア(宿泊型、日帰り型など)にかかる費用の一部助成について、乳房ケアや多胎児加算を追加することにより、子育て支援の充実を図ります。

【対象者】

- ・出産後1年未満の母親及び乳児
- ・産後の心身の不調又は育児不安等により、身体的機能の回復、育児又は栄養管理に係る保健指導が必要な方



申請により助成券を交付
(最大7日(回)分まで)

【ケアの内容】

- ・赤ちゃんの沐浴等 ・お母さんのケア
- ・育児手技等について具体的な指導、相談

追加助成

乳房ケア(授乳相談・乳房マッサージも含む)

これまでは「乳房管理指導等助成金(上限2,000円)」を別途申請する必要がありましたが、産後ケア費の助成券で乳房ケアも受けられます。

利用しやすくなったね



自己負担額はそのままで、増額分は市が負担します。

区 分	現 行	拡充後
宿泊型	25,000円 (2,500円)	30,000円 (2,500円)
日帰り型	15,000円 (1,500円)	20,000円 (1,500円)
乳房ケア	含まない	含む
多胎児加算	なし (全額自己負担)	5,000円 (1,000円)

※()内は自己負担額

多胎児加算

2人目以降の自己負担を減らし、利用しやすくします。